



2.1.1 現在

世帯数 61,070 (31増) 男 60,338 (51増)

人口 122,306 (74増) 女 61,968 (23増)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比



ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。

市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税(所得税)

間もなく申告の時期です

申告会場
開設期間は

2月17日(月)～3月16日(月)
(土曜・日曜・祝日・休日を除く)

市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税(所得税)の申告の準備はお済みですか。期間内に、正しい申告をしましょう。

※▷不動産・株式の譲渡所得がある方は除きます▷相続税の相談は行っていません

他▷車でのご来場はご遠慮ください▷確定申告に必要な書類、前年の申告書等の控え、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは番号確認書類)等をご持参ください

固武蔵野税務署個人課税部門(☎0422-53-1311)

公的年金を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告をする必要がありません。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている方は除かれます。なお、この場合でも、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

所得税の確定申告が不要の方でも、医療費控除、各種保険料控除などを追加することで、市・都民税が減額となる場合があります。この場合、市・都民税の申告が必要となります。

医療費控除について

税制改正により、医療費控除を受けるための手続きが変わりました。従来の医療費領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※▷医療費領収書は自宅で5年間保存する必要があります▷移行措置として、令和元(平成31)年中分に限り、「医療費控除の明細書」に代えて、医療費領収書の添付または提示により申告することも可能です。令和2年中分からは明細書の添付が必要となります

固▷市・都民税=市民税課市民税係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9819)
▷所得税=武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1☎0422-53-1311)

市・都民税の申告は市役所へ

申告していただくのは、令和元(平成31)年中の所得です。所得が給与のみの方で勤務先から「給与支払報告書」が小金井市に提出されている方、所得が公的年金のみの方で支払先から「公的年金等支払報告書」が小金井市に提出されることになっている方、市内に住んでいる方の扶養親族になっている方、税務署に確定申告をする(した)方以外は、市・都民税の申告が必要です。▷申告会場開設期間中の2月22日(土)、3月1日(日)、8日(日)、15日(日)午前9時～午後1時に臨時窓口を開庁して申告書の受け付けを行います。

■申告書の入手方法 2月上旬に前年の状況に応じて郵送します。用紙が届かなかった方や、新たに必要になった方は、市役所市民税課で入手できるほか、市ホームページからダウンロードできます

■申告に必要なもの 令和元(平成31)年中の所得や控除に関する書類(源泉徴収票、生命保険や国民年金保険料の支払額証明書等)。詳細は市ホームページをご覧ください

所得税の確定申告は武蔵野税務署へ

■申告会場開設時間 申告会場開設期間中の午前8時30分～午後4時(提出は5時まで)

▷2月24日(休)、3月1日(日)は開場します。2月3日(月)～3月16日(月)は、駐車場は利

用できません

▷作成済みの確定申告書は、申告会場開設期間内に限り、市役所でもお預かりします※過年分はお預かりできません

■申告書の入手方法 1月下旬に前年の状況に応じて郵送します。用紙が届かなかった方や、新たに必要になった方は、税務署で入手できるほか、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)からダウンロードできます

▷1月20日(月)から、市役所市民税課でも配布します(数に限りがあります)

■ID・パスワード方式によるe-Taxで確定申告 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンから確定申告書の作成ができます。作成した確定申告書は、ID(利用者識別番号)とパスワードがあれば、ご自宅等からe-Taxで送信(提出)できます。IDとパスワードは、税務署で即日発行しています。詳細は国税庁ホームページをご覧ください

税理士による無料申告相談

時 2月3日(月)～5日(水) 午前9時30分～11時、午後1時～3時

※混雑状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります

所 小金井 宮地楽器ホール小ホール

対 小規模納税者、年金受給者、給与所得者

コンビニ交付サービスで戸籍証明書および課税(非課税)証明書が取得できます

1月15日からコンビニ交付サービスで、新たに、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、課税(非課税)証明書が取得できるようになりました。各種証明書等の取得は、便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。

【戸籍の附票】
戸籍の附票は、小金井市に本籍があり、マイナンバーカードをお持ちの方

▽取得できるのは、本人および同一戸籍にいる方のものに限り、
▽小金井市に住民登録のない方は、事前の利用登録が必要です

【課税(非課税)証明書】
賦課期日時点(当該年度の1月1日)および現在も小金井市に住民登録があり、マイナンバーカードをお持ちの方

▽取得できるのは、本人の現年度分に限り、※現在は平成31(令和元)年度分【利用方法等】

■取得できる証明書等 住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本(除籍、改製原簿を除く)、戸籍の附票、課税(非課税)証明書
■取得場所 全国のセブンイレブン、ローソン(ローソンストア100は除く)、フ



アミリーマート、ミニストップ等
■取得できる時間 午前6時30分～午後11時(年末年始・設備点検時等除く)
■手数料 戸籍謄本・抄本1通450円▽それ以外1通200円
■注意事項 ①マイナンバーカードは、利用者証明用電子証明書が搭載されたものに限り、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を取得する場合は、事前に利用手続きが必要です ②すでに住民基本台帳カードでコンビニ交付サービスを利用されている方も、引き続き証明書(住民票、印鑑登録証明書に限る)が取得できます
固 市民税課市民税係(市役所第二庁舎1階☎042-387-9819) 市民税課諸税係(同3階☎042-387-9882)